

2026年度（令和8年度）北海道相談支援従事者研修  
（初任者研修）募集要領

R8.3 新

特定非営利活動法人きなはれ

1 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 研修名称

北海道相談支援従事者研修（初任者研修）

3 実施場所

オンライン（eラーニング・zoom）・集合（かでの2・7：札幌市中央区北2条西7丁目）

4 募集期間・研修期間・定員等

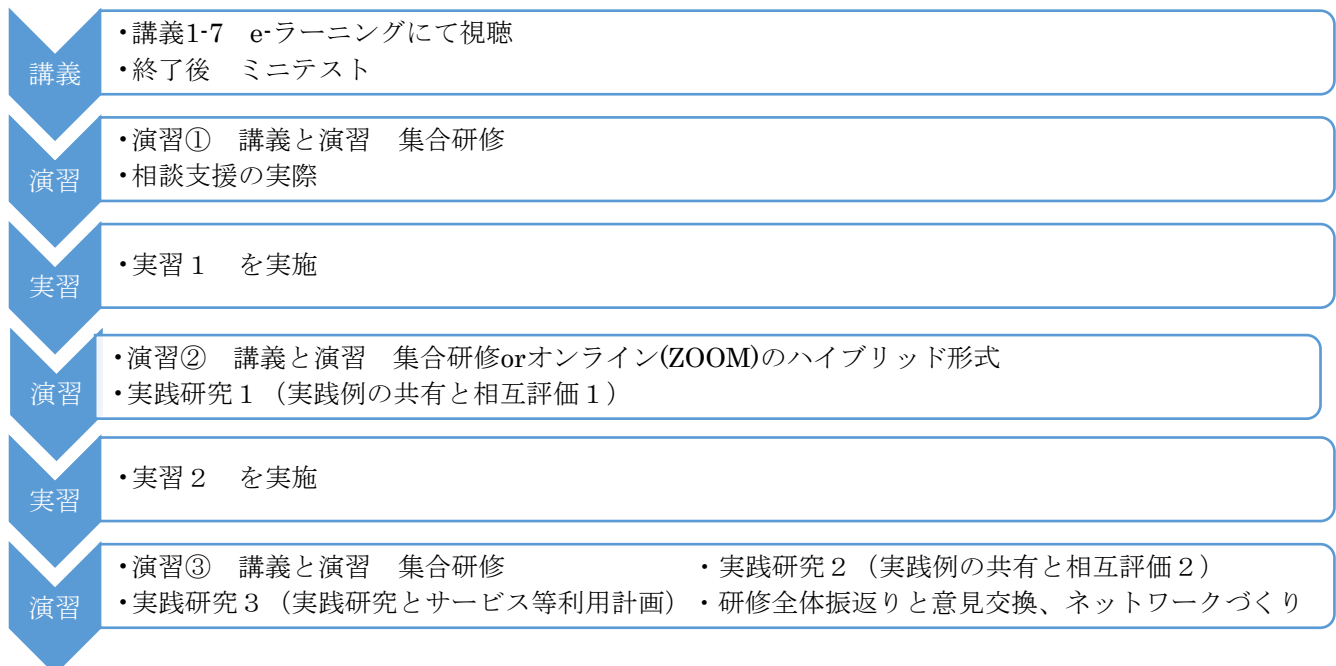
| 日程区分 | 募集期間<br>〈受講可否郵送日〉  | 研修期間（修了期間）                       | 内容        | 実施方法   | 定員  |
|------|--|----------------------------------|-----------|--|-----|
| 1 日程 | 2026年<br>4月6日(月)～<br>4月26日(日)【 <b>必着</b> 】<br>〈5月11日頃、受講可否を通知予定〉 | 2026年6月1日(月)～14日(日)              | 講義<br>1-7 | e-ラーニング                                      | 48名 |
|      |  | e-ラーニングの初日開始時間は9:00、最終終了時間は15:00 |           |  |     |
|      |  | 2026年6月18日(木)・19日(金)             | 演習<br>①   | 集合研修<br>かでの2.7 520 研修室                       |     |
|      |  | 2026年8月24日(月)                    | 演習<br>②   | ハイブリッド形式研修<br>・集合：かでの2.7<br>520 研修室<br>・ZOOM |     |
|      |  | 2026年10月29日(木)・30日(金)            | 演習<br>③   | 集合研修<br>かでの2.7 520 研修室                       |     |

※ 講義、演習の全日程で全カリキュラム終了となります。

5 研修カリキュラム

研修内容：別紙1「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する。

研修の流れ



## 6 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績

本研修を担当する講師は、別紙5の通りとする。

なお、やむを得ない事情により講師は変更することがある。

## 7 研修修了の認定方法・欠席の取り扱い（出欠の確認方法、成績評定方法、修了の認定方法等）

- (1) 出欠の確認方法：eラーニングについては、LMS学習管理システムを使用し、事務局側で進捗状況を管理する。
- (2) 成績評定方法：試験等を行わないが、全日程の受講を行うこと。eラーニングの場合はテスト等を行い、演習については自己評価表の提出を行うことで評価する。
- (3) 修了の認定方法：受講決定後、期間内に全カリキュラムを受講し、所定の評価様式を提出することを条件とする。
- (4) 受講決定の取消等：受講申込者及び受講決定者が、相談支援従事者として不適任である行為をしていたことを確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しないこととする。
- (5) 修了証書の発行：研修期間内にeラーニングでの視聴を終え、すべての演習に参加することで修了証書を発行する。

## 8 受講対象者

- ・指定一般、特定または障がい児相談支援事業所において「相談支援専門員」として従事予定の方（優先 別紙2：配置予定までに相談支援専門員としての実務経験を満たす方を優先して選考する）
- ・市区町村において相談支援事業に従事する方

<注> 演習期間中に指定される実習を確実にこなす方に限ります。

<障がいがある受講生等への配慮>

聴覚障がいや視覚障がいにより研修時の情報保障を希望する場合、その他重度の障がいをもつため短期間での連続的な研修受講が困難な場合は、申込時に申請してください。

\*相談支援専門員となる要件を満たすためには、「相談支援従事者研修 初任者研修」の受講と実務経験（別紙2）が必要となります。

## 9 募集期間、申込及び受講決定通知方法等

申込は北海道内在住の方に限る。

### (1) 申込方法

所定申込様式を

メールに添付して送信ください。

注意点>>

■メールで添付 送信先 kinahare@kind.ocn.ne.jp

・申込様式1・2・3 ⇒ 必要箇所に入力をいただきメールに添付してください

※PDF等加工せずに、エクセルの様式そのまま添付してください。

・メールの件名は：「第1日程 初任者研修 ○○○(法人名)」としてください。

1通のメールに1名の添付とします。複数人の添付はお控えください。

※申込期限内のみ受付させていただきます。

※受講希望者が多数の場合は、1事業所から1名の受講とさせていただきます。

※申し込み多数の場合、優先順位の高い順に選考します。

※記載漏れがないかご確認ください。不備がありますと受付できない場合もありますので、ご了承ください。

## 10 受講料(税込)及び徴収方法、キャンセル規定

< 受講料 55,000円(うち消費税5,000円/税率10%) >

- ・決定通知送付時に案内する所定の銀行への振込による納入とする。  
納入期間は指定する締切日とする。(振込手数料は申込者の負担とする)  
銀行振込証を持って領収証とする。  
締切日を超えて振り込みが確認できない場合は、受講を取り消したものとみなす。
- ・キャンセル料規定  
eラーニング開始前：全額返金(振込手数料を除いた金額) 研修開始後：返還は行わない

## 11 修了証書

本研修を修了した者には、修了証書を交付する。(再発行は行わない)

## 12 シラバスの掲載に関して

本研修の内容が記載されたシラバスに関しては、当法人のHPにて掲載します。  
特定非営利活動法人きなはれサビ児管研修 ホームページ『 <https://sabijikan.info/> 』

## 13 研修の中止について

募集人数が少なく、研修として成立しない場合は、北海道との協議の上研修を中止にする場合がある。

その他、上記以外のやむを得ない事情(例：自然災害等)により、本研修は日程等変更、延期、中止となる場合がありますことをご了承願います。

## 14 問い合わせ先

〒003-0002

札幌市白石区東札幌2条5丁目8-13

特定非営利活動法人 きなはれ

北海道サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者研修 事務局

電話：080-9009-0347 (メールでの問合せは受付できません)

FAX：011-820-1552

平日 9:30~17:00

## 相談支援専門員の要件、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ

→各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

→札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

札幌市内に関しては、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

旭川市内に関しては、旭川市福祉保険部指導監査課

函館市内に関しては、函館市保健福祉部指導監査課

| 振興局名                      | 電話番号         |
|---------------------------|--------------|
| 空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0126-20-0109 |
| 石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係      | 011-204-5864 |
| 後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0136-23-1936 |
| 胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0143-24-9841 |
| 日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係      | 0146-22-2559 |
| 渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0138-47-9536 |
| 檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係      | 0139-52-6654 |
| 上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0166-46-4982 |
| 留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係      | 0164-42-8319 |
| 宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0162-33-2985 |
| オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係 | 0152-41-0690 |
| 十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0155-27-8518 |
| 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係    | 0154-43-9254 |
| 根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係      | 0153-23-6915 |

2026年度（令和8年度）北海道相談支援従事者研修  
（初任者研修）カリキュラム ＜講義 11時間＞

|                            | 科目   | 内容   | 時間数 |
|----------------------------|--|--|-----|
| e<br>ラ<br>ー<br>ニ<br>ン<br>グ | 相談支援（障害児者支援）の目的<br>（講義1）   | 人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。             | 90分 |
|                            | 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点①）<br>（講義2）   | エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。      | 60分 |
|                            | 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点②）<br>（講義2）   | 同上   | 90分 |
|                            | 相談支援に必要な技術<br>（講義3）  | 本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。   | 60分 |
|                            | 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス<br>（講義4）  | 本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。  | 90分 |
|                            | 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点<br>（講義5）  | 各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。（自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。                   | 90分 |
|                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解<br>（講義6） | 障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。<br>介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。 | 90分 |
|                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本<br>（講義7）                                | 障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者の役割、両者の関係性を理解する。サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。                                       | 90分 |
|                            | 合 計  |  |     |

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

2026年度（令和8年度）北海道相談支援従事者研修  
（初任者研修）カリキュラム <講義・演習 31.5時間>

|                                       | 科 目   | 獲得目標  | 時間数            |
|---------------------------------------|---|---|----------------|
| 相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解） | 受付及び初期相談 並びに契約<br><br>アセスメント（事前評価）及び<br>ニーズ把握 | 基本相談支援の実際について習得する。<br>受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を習得する。<br>利用者の主訴を明確にし、本人・家族からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を習得する。<br>また、アセスメントにおいて収集した情報から専門職としてニーズを導くための技術を習得する。   | 講義・演習<br>6時間   |
|                                       | 目標の設定と計画作成                                    | 基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について習得する。<br>本人の意向とニーズを踏まえた目標設定を目標を実現するためのサービス等利用計画の作成技術を習得する。<br>また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画との連動が重要であることを理解する。<br>他の多様な職種とアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催にかかる具体的な方法を習得する。 | 講義・演習<br>3時間   |
|                                       | 評価及び終結  | 基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について習得する。<br>ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。<br>また、検証の結果、支援が集結されることの意義と留意すべきことについて理解する。  | 講義・演習<br>3時間   |
| 実践研究                                  | 実習ガイダンス                                       | 研修における実習の位置づけと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結びつける。   | 講義 1時間         |
|                                       | 実践研究 1<br>（実践例の共有と相互評価 1）                     | 自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえてわかりやすく説明できる技術を習得する。<br>他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。   | 事例研究<br>6時間    |
|                                       | 実践研究 2<br>（実践例の共有と相互評価 2）                     | 自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえてわかりやすく説明できる技術を習得する。他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。  | 事例研究 4<br>時間   |
|                                       | 実践研究 3<br>（実践研究とサービス等利用計画作成）                  | グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画についての理解を深め、技術を習得する。  | 事例研究<br>6時間    |
|                                       | 研修全体を振り返っての意見交換・<br>講評及びネットワーク作り              | 研修の全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。<br>また、研修受講生間でのネットワークの構築を図る。  | 講義・演習<br>2.5時間 |

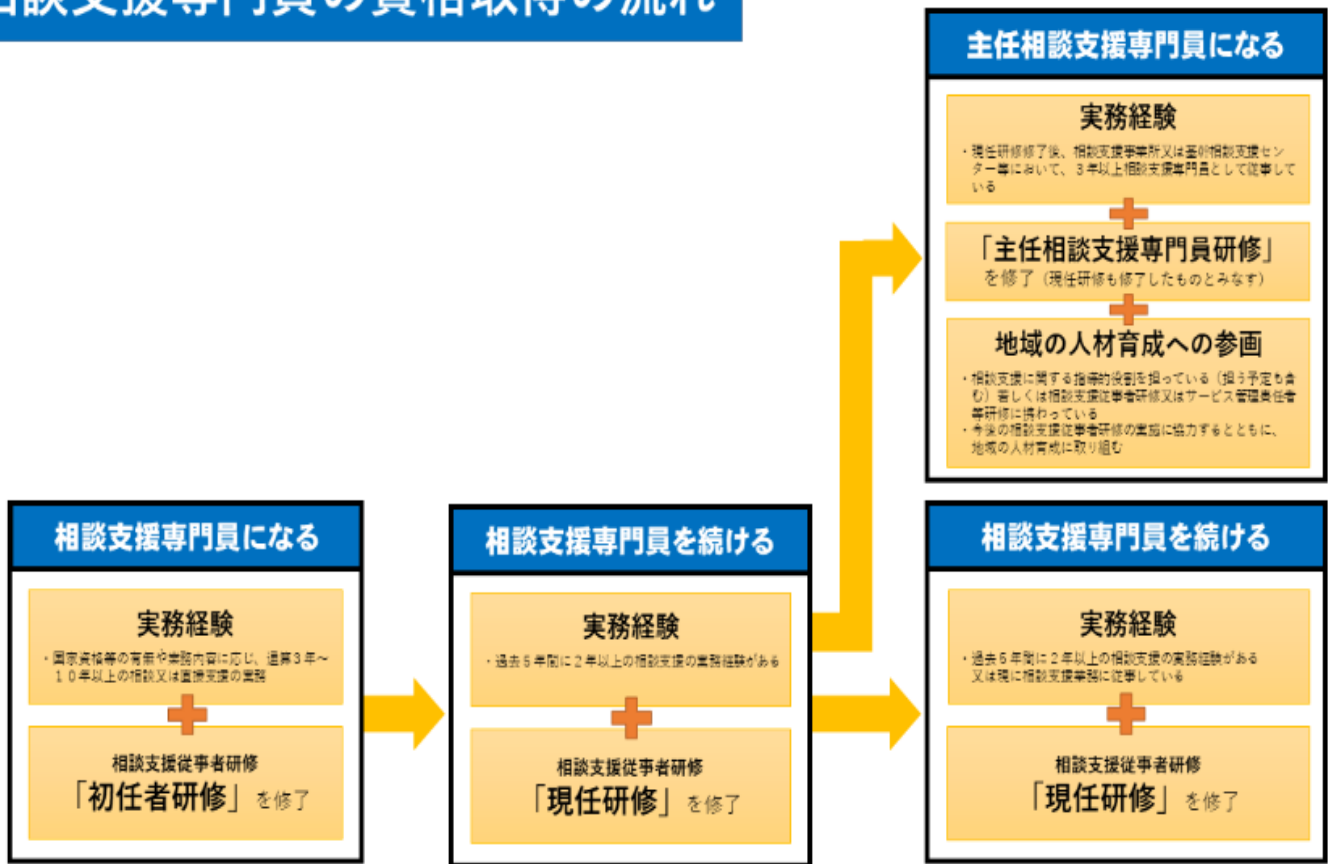
| 相談支援の基礎技術に関する実習               |  |         |
|-------------------------------|--|---------|
| 実習1：相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 | 実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の実習課題等を認識する。 | 実習      |
| 実習2：相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 | 実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスに経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。 | 実習      |
| 実習3：地域資源に関する情報収集              | 相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する。                        | 実習      |
| 合計                            |  | 42.5 時間 |

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

相談支援専門員は、更新が必要な資格です。下記のフロー図を参考に、研修を受講してください。

## 相談支援専門員の資格取得の流れ



## 相談支援専門員資格の更新の考え方

- **初任者研修を修了した翌年度を初年度として5年間資格が有効**  
 ※下記の例であれば、2年度から令和6年度までのいずれの年度に現任研修を受けたとしても、更新されるのは令和7年度からの5年間（以降も同様）
- **主任相談支援専門員研修を受講した場合、現任研修を受講したものとみなす**  
 ※主任相談支援専門員研修の受講により更新された以降は、5年に1回現任研修の受講が必要
- **5年以内に更新できなかった場合は資格が失効**  
 ※再び相談支援専門員として従事するためには、改めて初任者研修の受講が必要

### 初任者→現任→現任ルート (例)

| 令和元年度   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 初任者研修修了 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 4年目    | 5年目   | 6年目   | 7年目   | 8年目   | 9年目    | 10年目   | 11年目   |
|         |       |       |       | 現任研修修了 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 4年目   | 5年目    | 現任研修修了 | 7年目    |

5年更新

5年更新

### 初任者→現任→主任ルート (例)

| 令和元年度   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度         | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|---------------|--------|--------|--------|
| 初任者研修修了 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 4年目    | 5年目   | 6年目   | 7年目   | 8年目           | 9年目    | 10年目   | 11年目   |
|         |       |       |       | 現任研修修了 | 1年目   | 2年目   | 3年目   | 4年目           | 5年目    | 6年目    | 7年目    |
|         |       |       |       |        |       |       |       | 主任相談支援専門員研修修了 | 1年目    | 2年目    | 3年目    |

5年更新

5年更新

## 相談支援専門員の要件となる実務経験等(厚生労働省告示225、226、227)

|  |
|--|
| <p>○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者</p> <p>① 第1の期間が通算して3年以上である者<br/>                 ② 第2、第3の期間が通算して5年以上である者<br/>                 ③ 第4の期間が通算して10年以上である者<br/>                 ④ 第2から第4までの期間が通算して3年以上かつ第5の期間が通算して5年以上である者</p> <p>※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。<br/>                 ○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)</p> <p>常勤、非常勤を問わず、以上の期間と日数の両方を満たしていることが必要となる。</p> <p>「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務</p> <p>「介護等の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務</p> |
|--|

| 業務の範囲   | ○ 実務経験となる業務   | 実務経験年数              |
|---------|---|---------------------|
| 相談支援の業務 | <p><b>第1</b> 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者<br/>                     ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者</p>   | 平成18年9月30日までに通算3年以上 |
|         | <p><b>第2</b> イからへまでに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者<br/>                     ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者<br/>                     ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>ニ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1から3のいずれかに該当する者<br/>                     1 社会福祉主事任用資格者<br/>                     2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者)<br/>                     3 第5に掲げる資格を有する者並びに第2のイからへまでに掲げる従事者及び従業者である期間が1年以上の者</p> <p>ホ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者<br/>                     ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者</p> | 通算5年以上              |
| 介護等の業務  | <p><b>第3</b> 社会福祉主事任用資格者等(※1)が、イからハに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者<br/>                     ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者<br/>                     ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>  | 通算5年以上              |
|         | <p><b>第4</b> <u>社会福祉主事任用資格者等(※1)でない者</u>が、イからへまでに掲げる事業・施設等のいずれかに従事した期間</p> <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる事業の従事者<br/>                     ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者<br/>                     ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>  | 通算10年以上             |
| 有資格者    | <p><b>第5</b> 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、<u>その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</u></p>  | 上記④を参照              |

※1 「社会福祉主事任用資格者等」とは、

①社会福祉主事任用資格者、②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの(介護職員初任者研修以上に相当する研修の修了者)、③保育士、④児童指導員任用資格者、⑤精神障害者社会復帰指導員任用資格者、をいう。

## 別紙3

## 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績

| 講義名                      | 講師氏名  | 所属                                    | 役職              | 専門分野   | 略歴  | 業績  |
|--------------------------|-------|---------------------------------------|-----------------|--|---|---|
| 相談支援の目的                  | 平松 浩樹 | 社会福祉法人はるにれの里 自閉症地域生活支援センターなないろ相談室にじいろ | 管理者・相談支援専門員     | 障害者・児相談支援  | 社会福祉法人黒松内つくし園 後志リハビリセンター(H14.4～H22.7)<br>社会福祉法人はるにれの里 石狩市相談支援センターぷろっぷ(H22.8～R3.4)<br>同法人 自閉症地域生活支援センターなないろ相談室にじいろ(R3.4～現在)  |   |
| 相談支援の基本的視点               | 齋藤 亮  | 社会福祉法人後志報恩会 小樽地域障がい者相談支援センターさぼーとひろば   | 相談支援専門員         | 障害者相談支援・就労相談支援   | 社会福祉法人後志報恩会 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターひろば(H19.2～H24.3)<br>同法人 小樽地域障がい者相談支援センターさぼーとひろば(H24.4～現在)  |   |
| 相談支援の基本的視点               | 寺田 有紀 | 社会福祉法人楡の会 発達相談きらめきの里                  | 相談支援専門員         | 障害者・児相談支援  | 社会福祉法人楡の会 相談室あ〜てる(H21.4～現在)<br>同法人 発達相談きらめきの里(H26.4～現在)   |   |
| 相談支援技術                   | 平野 啓介 | 日本医療大 学                               | 准教授             | 介護福祉士養成教育、介護過程教授方法、発達障害(特に自閉症スペクトラム症、注意欠如・多動性障害等)を持つ方への就労支援・生活支援 | 社会福祉法人はるにれの里 知的障害者更生施設 厚田はまなす園(H8.4～H13.3)<br>学校法人西野学園 総合企画室 生涯学習センター(H13.4～H15.3)<br>同法人 札幌医学技術福祉専門学校(H15.4～H20.3)<br>同法人 札幌医学技術福祉専門学校(H20.4～H30.3)<br>学校法人旭川大学 旭川大学 短期大学部(R2.4～R3.3)<br>日本医療大学(R3.4～現在) | COVID-19 禍における社会福祉従事者の実態把握とその対策～生活状況の把握と偏見・差別を手がかりとして～「北海道の福祉」(2021年度吉田・飯塚・長瀬基金) 1-100, 2022年 共著<br>就労している発達障害者への生活支援の検討ー6名の発達障害者へのインタビューからー旭川大学短期大学部 紀要 第51号 101-114, 2021年 単著、等 |
| 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス | 俵谷 知実 | 社会福祉法人はるにれの里 相談室ぼらりす                  | 管理者・相談支援員・生活支援員 | 障害者・児相談支援  | 北海道中央児童相談所(H20.4～H21.3)<br>北海道大学大学院教育学研究院(H20.5～H21.3)<br>近畿大学九州短期大学通信部(H20.6～H21.3)<br>社会福祉法人はるにれの里 相談室ぼらりす(H21.3～現在)<br>同法人 札幌市障がい児等療育支援事業 地域活動支援センターアンナプルナ(H24.10～現在)                                  |   |

| 講義名                        | 講師氏名  | 所属                           | 役職        | 専門分野  | 略歴  | 業績   |
|----------------------------|-------|------------------------------|-----------|---|---|--|
| 相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点    | 山本 彩  | 札幌学院大学                       | 教授        | 発達障がいがある方と、その家族を支える地域支援システム<br>二次障害を伴う自閉スペクトラムがある人への介入研究等 | 五稜会病院(H8.4～H13.3)<br>北海道大学病院精神科臨床(H13.4～H16.8)<br>札幌市スクールカウンセラー(H14.4～H17.3)<br>社会福祉法人はるにれの里<br>札幌市自閉症・発達障害支援センター主任(H17.4～21.3)<br>同法人 相談室ぼらりす管理者 兼 相談支援専門員(H21.4～H26.3)<br>同法人 札幌市自閉症・発達障害支援センター所長(H26～H27.3)<br>札幌刑務支所 臨床心理士(H27.6～H31.3)<br>札幌学院大学心理学部(H30.4～現在) | 支援を拒否する自閉症スペクトラム特性をもつ人に対する介入プログラムの開発(博士論文)<br>自閉症スペクトラム障害特性を背景にもつ社会的ひきこもりへCRAFT(Community Reinforcement and Family Training)を参考に介入した二事例、共著、等 |
| 相談支援における家族支援と地域資源の活用の視点    | 伊藤 真基 | 社会福祉法人あけぼの福祉会岩宇地区相談支援センター    | 管理者・相談支援員 | 障害者・児相談支援   | 株式会社コムスン 千歳市市立病院 託児所(H16.4～H17.3)<br>社会福祉法人あけぼの福祉会 入所施設岩内あけぼの学園(H17.7～H24.3)<br>同法人 岩宇地区相談支援センター(H24.3～現在)  |  |
| 総合支援法における理念・現状とサービス提供のプロセス | 重泉 敏聖 | 特定非営利活動法人きなはれ 就業・生活応援プラザとねっと | センター長     | 障害者就労支援   | 共同作業所ヨベル(H12.4～H19.1)<br>特定非営利活動法人きなはれ 地域活動支援センターヨベル(H19.2～H20.9)<br>同法人 就業・生活応援プラザとねっと(H20.10～現在)  | 札幌市自立支援協議会就労支援推進部会会長(H22～R4)<br>NPO 法人 JC-NET ジョブコーチネットワーク理事   |
| 総合支援法における相談支援の基本           | 光増 昌久 | 社会福祉法人札幌緑花会                  | 理事        | 障害者福祉実践論  | 社会福祉法人 札幌緑花会大倉山学院児童指導員(S49～S59.3)<br>同法人 松泉学院主任、部長、施設長(S59.4～H25.3)<br>同法人 松泉グループ総合施設長(H25.4～H28.3)<br>同法人 理事(H28.4～現在)<br>北星学園大学 非常勤講師(H23～R3)   | 日本グループホーム学会代表(H13.6～R3.9)  |

| 講義名                              | 参考時間          | 講師氏名           | 所属                              | 役職        | 専門分野              | 略歴  | 業績   |
|----------------------------------|---------------|----------------|---------------------------------|-----------|-------------------|---|------|
| 受付及び初期相談並びに契約アセスメント(事前評価)及びニーズ把握 | 講義演習<br>3時間   | 齋藤 亮           | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
|                                  | 講義演習<br>3時間   | 重泉 敏聖          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
| 目標設定と計画作成                        | 講義演習<br>3時間   | 平松 浩樹<br>俵谷 知実 | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
| 評価及び終結                           | 講義演習<br>3時間   | 俵谷 知実          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
| 実習ガイド<br>ンス                      | 講義<br>1時間     | 重泉 敏聖          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
| 実践研究1                            | 事例研究<br>6時間   | 重泉 敏聖          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
|                                  |               | 三瓶 章史          | 社会福祉法人鷹栖共生会<br>相談支援センター<br>あいびい | センター<br>長 | 障害者・<br>児相談支<br>援 | 社会福祉法人鷹栖共生会<br>大雪の園 生活介護 サービス管理責任者 (H25.4~H27.3)<br>同法人 大雪の園 就労継続支援 B型 サービス管理責任者(H27.4~H29.3)<br>同法人 旭川ヒューマンサービスセンター 相談支援専門員(H29.4~R2.3)<br>同法人 旭川ヒューマンサービスセンター サービス管理責任者(H29.4~R3.9)<br>同法人 相談支援センターあいびい<br>センター長(R3.10~現在)  |      |
| 実践研究2                            | 事例研究<br>4時間   | 三瓶 章史          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
| 実践研究3                            | 事例研究<br>6時間   | 根本 淑恵          | 社会福祉法人緑伸会 相談室あすみ                | 管理者       | 障害者・<br>児相談支<br>援 | 社会福祉法人札幌この実会<br>手稲この実寮(H4.4~H5.1)<br>同法人 第2この実寮(H5.2~H9.10)<br>小規模作業所ホップ(H9.11~H10.3)<br>小規模作業所ホップ第2作業所<br>(H10.4~H15.11)<br>社会福祉法人HOP 理事(H15.12~H20.2)<br>同法人豊平MAX 施設長(H15.12~H20.2)<br>社会福祉法人みなみ会 評議員(H20.3~H20.9)<br>社会福祉法人札幌この実会 北の沢デイセンター(H20.10~H24.3)<br>同法人 さうず通園センター(H21.4~H23.3)<br>社会福祉法人青十字サマリヤ会評議員(H23.4~H24.3)<br>社会福祉法人札幌この実会ほっと相談センター(H24.4~R6.3)<br>社会福祉法人緑伸会 相談室あすみ<br>管理者(R6.4~現在) |      |
| 振り返り・意見交換・講評・ネットワークづくり           | 講義演習<br>2.5時間 | 齋藤 亮           | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |
|                                  |               | 重泉 敏聖          | (前掲)                            | (前掲)      | (前掲)              | (前掲)  | (前掲) |